

広島国際大学動物実験委員会構成員

職 名	所属部局	専門分野	基本指針の委員会構成の該当	広島国際大学動物実験委員会規定における区分
委員長	薬学部	生化学、分子生物学	③	イ号
副委員長	薬学部	薬理学、血栓止血学	①、②	ハ号
委 員	保健医療学部	臨床細胞診断学、 実験病理学、 生理機能検査学	①、②	ロ号
	総合リハビリテーション学部	基礎理学療法学、 運動器疾患	①、②	
	薬学部	実験病理学、形態学、 薬理学	①、②	
	健康科学部	食品化学、水産化学、 脂質生化学、分子生物学、 細胞生物学	①、②	
	薬学部	骨代謝学	①、②	ハ号

2025年度時点

※ 「基本指針の委員会構成の該当」とは、文部科学省平成18年告示第71号「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3、3「動物実験委員会の構成」の該当をいい、以下の役割を指す。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者